

平成21年度 第5回 洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成22年1月28日（木）
午後1時30分から
場 所 洞爺湖町役場 第2委員会室

○会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題
 - (1) 洞爺湖町行政改革実施計画（集中改革プラン）補強修正版について
 - (2) 平成22年度 補助金採択方針（案）について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

田 中 篤之助	桑 原 敏	橋 本 豊 子
村 上 隆 昭	福 島 浩 二	平 手 忠 男
金 子 賢 朗	大 西 晴 雄	

○欠席委員

大 宮 實 塚 本 政 寛

○会議に出席した町職員等

澤 登 勝 義 武 川 正 人 末 永 弘 幸

1 開会《13:30》

事務局 ごくろうさまです。平成21年度第5回洞爺湖町行政改革審議会について、よろしいでしょうか。会長よろしく申し上げます。

会長 本日は塚本委員と大宮委員が欠席でございますので、開会させていただきます。

長いところ委員をやっているいろいろと町の財政のところをいろいろと見させていただきましたが、所詮、やることでお金がないということは、以前として変わりはない、それをどうやって何とか切り抜けていこうという案で私たちのない知恵を絞ってきたわけですが、やはりこれは実行しないとどうにもならない仕事でして、歳出を抑えるけれども、結果は出てしまうなどの繰り返しのようですが、町自体はどのようにしたら健康になれるのか。

職員の方も一所懸命に知恵を絞っていただいている、我々も検討させていただく。

そして、議会などへ報告しているんですけども、共通の認識に不足が生じているように見えます。

私たちが知恵を絞っても、それが実行されない形になれば何にもならないのではないかという気がしてきました。

それでも役目を与えられているわけですから、それを真剣にやっていく必要があるし、いつかどこかで、それを真摯に受け止めてくれる人がいるのではないかという希望がありますので、本日もよろしく申し上げます。

それでは、議題に入ります。

議題1の洞爺湖町行政改革実施計画、集中改革プランの補強修正版について、お願いいたします。

事務局 先程会長のほうからもお話がございましたけれども、この後、町民の皆さんに広報を通じてお知らせをすることとしていますが、今回が最後の会議とのお話ございましたけれども、事務局としましては、事務事業評価の取りまとめを現在行っておりますので、それが整いましたら、最後の審議会を開催させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが実施計画の修正でございますが、前回、前々回の審議会で税務財政課長から財政健全化計画についてご説明させていただきました、いろいろな質疑を受けたところでございます。

補強修正版については、その計画と連動するというので、新たに計画に盛り込まれたものについて、今回の実施計画の中に付け加えるということでございます。

これにつきましては、とりまとめて完成したものについて、皆さんにお届けをしたところであり、追加項目については、前回、前々回の審議会でお話をさせていただきましたので割愛いたしますが、この計画については、18年度から22年度までの5年間でございます。

ただ、この計画については、22年度以降についても継続して、新たな計画を作って進行管理をしていくということでございます。

この計画に盛り込みましたのは健全化計画で25年、26年とずっと継続の中に入っておりますけれども、とりあえず22年度までの追加の分について、付け加えています。

額の修正等については、直近の現状に併せて修正をしているところでございます。

皆さんのお手元にある、本日配付の資料をお開きいただきたいのですが、これが、広報とうや湖2月号に掲載する原稿でございます。

これにつきましては、町民の皆様はこのとおりお知らせをすることとしています。

この集中改革プランについても、窓口への備え付けやホームページへ掲載を行い、皆さんに見ていただくということでございます。

なお、一番上の紙をご覧いただきたいのですが、今現在進めている、21年度の町の仕事の総点検といたしまして、事務事業評価を行っているところでございます。

ここに書いてございます、計画をして実施して評価をして改善をするということでございます。

今まで行政が行っていたことは、計画して実施をするということで、評価して改善するというのは、なかなか出来ていなかったことの反省を踏まえて、予算編成をしていくということで、19年度から導入してまいりまして、21年度については、全部で222の事業を全課に指示をして、調書をあげさせて点検をしているということでございます。

内訳としましては、一般行政サービスが106件、補助金分、それから公共施設分、これについては受益者負担の関係を考えているということもあって、3区分で評価を実施しているところでございます。

今回のこの補強修正版については、健全化計画に新しく盛り込まれたものを載せておりますけれども、この21年度の事務事業評価の中で22年度に向けて皆さんにお知らせをする、改革の方針について明らかになった段階で、この計画に付け加えていくということでございます。

この計画の改訂については以上でございます。

会長 質問はございますか。

状況に応じて直していくということでございます。

委員 事務事業評価については、各課で行っているということはいいことだと思います。不十分なような気がします。

ここにあるように、評価があまりあがっていないものについては、改善しなければならないと。

改善については、予算を伴うものについては、予算の増加などについては翌年度に反映してくるんでしょうけれども、予算が伴わない場合についても、うまく効果が上がらない、不十分だった場合の事務事業については、そうであっても予算がそのままでも改善をしていかなければならないということで次の予算につながっていくと。

そういう事業が多いような気がします。

その改善策が出てこない、どこをどう改善するのかということがきちんと表現されて出てこない、評価のみの実施だけでというものが結構あると思います。

住民から見ると、やり方はかなり変わっているのに実質そんなに変わってきているのかなという、変わった印象が持たれないというのがあると思いますので、もう少し各課が認識を持って、うまくいかないものをどうやったらうまくいくのかという具体的な策を発表する考え方で取り組んでいただかないと、なかなかうまくいかないと思いますが、いかがかと思います。

事務局 この制度については、19年度から導入していきまして、当初スタート時から比較して評価シートを毎年改善しており、今回の事務事業評価シートはついておりません。

集中改革プランの中でいいますと、実績に対する具体的な改善策が見えない部分がありますけれども、シート改良をしまして、その部分については、効果があがらない理由や次年度にどういう部分を具体的に改善していくのかと各課で書き出しをするようなそういうシートにしておりますので、ですので総括し住民にお知らせをする部分について、もっとわかりやすい形にして、これをやるといったことがどこまでできているのか、もしできていないとすればどうしたらいいのか、お知らせをするということで少しずつ改良しようとしています。

またご意見が出ました部分については、各課に話をしたいと思います。

会長 他にございませんか。

委員 いいですか、今この形の中で、PACDの形で、実行する段階でいいと思いますが、あと評価をして改善をするというところがどこでどういう形でどういうふうにフィードバックさせるのかということをはっきり町民にPRすべきだと思います。

何かおかしいと思ったらここに連絡をくれませんかとかそういう対応の仕方はどうかという気がしますね。

会長 サービスにもいろいろあって、一つ仕事をするのも、見方でいろいろな形に変わるというのも行政の仕事だと思います。

ですので、何でもお金がないというのが先決で、このお金をどうやって使っているのを減らしていくのかということに焦点があってこないかね、いくら改善して、あれしましたこれしましたといってもね、出したらおしまいというやり方では、これからはこの町はやっていけないと思いますね。

どれだけお金を減らして、借金をどれだけ減らせられるのかという終局にいかないと、町は健全化団体から抜け出すことはできないと思います。

職員自体も全部で考えていかないと、入ってくるものを伸ばすことも必要ですが、今の状況では入ってくるものは期待できないと。

儉約して借金をいくらかでも返していくという、楽にするためにそこへ持っていくんだという何かを目印を作っておかないとね。

民間では予算減らすのは容易かと思いますが、行政ではなかなかしづらいと思います。それをしないことには、改善されないと思いますね。なければ次に行きたいとおもいますが、よろしいでしょうか。

【意義なしの声あり】

会長 次に2の平成22年度 補助金採択方針案について、説明をお願いします。

事務局 今の改定版について、目標として掲げているものを実行したということに、今はなるんですけれども、報告させていただいた集中改革プランの31ページをご覧くださいと思います。

項目番号22になります。

ここに、合併をしまして両地区の団体に対して補助金を支出してたり、団体以外に補助金や助成金、交付金、これらはかなりの額を支出していました。

そういうことがありまして、合併のときにすべて補助金にかかる見直し、整理統合を図ることができなかったと。

このことから、この集中改革プランの中でも補助金等の整理合理化というのは施設の統廃合や人件費の圧縮。

これらと同じくらいに大きな課題としてもっていたものでございます。

これをどのように整理していくのかということでしたけれども、21年度を限りとしていったん補助金をゼロにするということでしたけれども、21年度に補助金をゼロに戻すということにしないと、毎年、定率で削減していくことであれば、補助金を必要としているものまで一律カットしていくことになり、現在のやり方では限界があるということがありました。

そういうことから、非常に大きな問題だったんですが、住民の皆さんにお知らせをして、こういう状況にあるのでいったん補助金をゼロとして、補助金を必要とする事業の募集をしたいということを広報でもお知らせをしたところです。

配付した資料をご覧くださいなのですが、補助金の採択ということで、22年度に補助金を要望する団体の皆さんは補助金要望を出してくださいと、要望の取りまとめを行いました。

それに対して40件の補助要望がありました。

とりあえず、一回ゼロに戻すということで、その審査の仕組みをどうするということになりまして、当初、役場は補助金の規則を持っていて、そこには審査のルールが決まられていないということがありましたので、審査のルールを決めるということ。

その中身については、公益性や団体が補助を受けるだけの適格性があるのかなどの3つの視点を基本に審査を行いました。

審査の調書については、新しく要綱を定めまして、庁舎に設置の審査委員会で、各団体

から提出のありました事業計画書、補助要望の算出調書、団体自らの自己評価票などを出してもらい審査をしました。

もう一つの流れとしては、現在進めている事務事業の評価を連動させて補助金が適正化を判断しようとしていました。

そこでは団体要望からの補助金の審査だけではなくて、助成金や交付金などかなりのものを行政判断で出していることがありますので、それも併せてすべて総点検をしております。

そのことから今回の補助金の採択方針というのは、そういう視点のもとに作られたということでございます。

それで、補助金の採択方針をお開きいただきたいのですが、1ページ、2ページの表が今回方針として出したものでございます。

65件出しております、しかし補助金の採択方針として出したもの以外にも、行政には交付金や助成金についても点検をしています。

方針として出した中に要望書ありとなっているのが団体から補助金の要望を22年度にするというものです。

その隣に審査をしたもの、事務事業評価を行ったもの、両方実施したものなどもあります。

事務事業評価で判断したものもございます。

その結果に基づきまして、採択、終了、廃止、休止などの審査を行いましたが、この中では額を決めるという審査ではなく、事業の必要性があるのか、21年度に出した額を抑制する必要があるのかという視点に、平成22年度の補助金の額をいくりにするのかということではありませんで、この方針に基づきまして、現在、町の予算査定をしております。

ですので、町としてこの方針こういうことで出せば、この方針に基づいて交付すべき額が妥当かという予算の査定をしているということでございます。

それぞれの補助金については、いろいろな性質のものがありますので、皆さんにご理解していただくのはどのようなかたちがいいかということで、このように整理をしましたけれども、一つは団体の運営、これにかかる部分の補助があると、その中には団体の育成を目的としたものがある、もうひとつは、協働的といいますが、町の事業を補完するという補助金、事業費補助金で、事業に対して補助金を支出しているもの、それにつきましては協調事業、国や道から財源が出てきて町が補助をする場合がありますし、一定の負担を求められるというようなことがあります。

単純に100%、町が負担をするということではありません。

政策的補助金として、現在町が進めている政策、町の総合計画に位置づけされている補助金。

3つめとしてはイベントですとか、大会、これらに対する助成などがあります。

それからおおきな三つ目としては扶助的、奨励的な意味ということで出している助成金があります。

一つ目はサービスの格差是正ということで、代表的なものは生活路線バス補助金、交通弱者救済のための町の政策的な要素を含むものがあります。

奨励的なものは、ゴミ回収などがあります。

それぞれの分類にしてみただくことを目的に一覧をつけてございます。

3 ページ以降につきましては、それぞれの活動目的など、これらは住民の皆さんに公表いたしますので、活動内容についても記載し、それに対し22年度に向けた補助金の採択方針を記載してございます。

金額は記載してございませんけれども、初めての取り組みで、町の財政状況が厳しいことから、団体自ら休止などを申し出ているものや、減額しているものなどがありました。

その合計額については、600万円以上ということで、団体が自ら精査をして補助金の大幅な減額をしてきているところあるということから、今回の審査を行った目的については、かなりあったのではないかと思います。

いずれにしましても、団体から出てきたものは、独自の審査によるものと事務事業評価による評価により、行政が判断したということでございます。

どういう視点に置いて審査を行ったのか、総点検を行い22年度に向けての改革改善方針を決定しましたということを広報を行い、この方針についても、庁舎窓口への備え付け、また町のホームページへ掲載し、住民の皆様へお知らせをするということでございます。

会長 質問ございますか。

委員 この方針案についてですが、採択は22年度の予算措置をしますと。

しかし予算額については、それぞれの事業内容等を総合的に勘案していくらになるかはわかりませんと、その辺については、予算査定で行うと。

抑制というのは、認めるけれども縮小なり抑制をし、採択をするが、かなり思い切って絞り込みをするということですね。

事務局 事業自体の必要性については、認めるけれども、審査の中で金額的に補助額以上をそのまま繰越するとかの内容については、一次審査で担当課が行っていると。

また、町以外から、他の方法でもって財源を確保できるような団体もあるので、そういう団体については、なるべき町だけの依存ではなく自助努力をすることも考えられるのではないかという意見がある部分については、そういう抑制的な形での採択ということで判断をさせていただいているということでございます。

委員 廃止と終了の意味はどこが違うのですか。

終了は期間を限定した補助金で、補助事業で町が上乘せ補助をして、その事業が終わったと。

廃止というのは、特定財源はないが団体の事業は21年度で終了で、22年度以降は行わないということでしょうか。

事務局 いきなり廃止といたしますと、国の補助金が出ている、それが切れる段階で一旦確認する、これを継続してやるべきかどうかは当然あるかと思えます。

その辺で単独費用を支出してまで行うべきではない、これは国の補助なり支援が切れた段階で終了しようとしたものが、終了でございます。

一方、廃止については、当然行政の意思をもって、事業効果があがらないもの、事務事業評価の結果などに基づくものでございます。

委員 22年度の補助金採択方針の総括の箇所で、審査結果で不採択というのが目にとまったんですけども、これについて事務局の知りうる範囲で事情をお聴きしたいのですが。

事務局 これについては、団体から提出のあるものは、事業の計画書、補助金要望額算出調書、自己評価票のそれぞれが出てきます。

この中で着目していることは、補助金要望額算出調書でございます。

これについては、補助対象経費、補助対象外経費、それぞれの団体が補助金をどのように使っているのか、補助対象の経費については、こういう項目で使うので補助の要望がありますが、このケースの場合は補助対象経費として見込んでいるものが、補助金を支出するにふさわしくない飲食や景品などが大半でありました。

このことから、補助対象経費としてみるわけにはいかないことから、そういう行政判断があったということでございます。

委員 休止というのがありますが、当面、町の財政が厳しいことから団体が行っている事業で補助金の対象でも何ヶ年間か、町財政が改善されるまで休みましょと、連合自治会の視察研修にしてもそうですが、自粛ましょと。

それと同じように、青年団体にあるように、他にもあるかもしれませんが、不採択になっているものについては、今出てきた要望書の中には団体活動に助成までする内容とは認められないから不採択となったとしても、育成、補助すべき団体という認定であり、地域のために活発にするための経費を補助してほしいとなった場合、23年度以降に出てきた場合は、不採択ではなく出してもらって採択するかしないかというような考え方でいいですか、ずっと不採択という意味ではないですね。

事務局 そうです。ありません。

その事例については、22年度に採択を予定しているもので、21年度に不採択となった団体もこの中にございます。

ですので、繰越金が多額であることや補助対象経費としてなじまないというものについては、こういう判断を行政としていこうというものです。

当然、本来目的で補助対象に該当する事業であれば改めて審査基準に基づき審査を行うということです。

委員 抑制の項目がかなりありますけれども、例えば洞爺湖温泉観光協会補助金の3,475万円を抑制するのであれば、金額が下がるのかと思えますが、一番最初の獅子舞補助金、21年度4万5千円、これを抑制するとなればですね、どういうことなのかと思いま

すね。半分にするとかね、3分の1にするとかとなれば、とても補助という内容でもないしね。

そういうことを含めて検討されたのかどうなのか、4万5千円を抑制となるとなくすることに等しいですからね。

その辺はどうでしょうか、獅子舞保存会については、郷土芸能の継承という点では大事なことだと思いますがいかがでしょうか。

事務局 まず獅子舞の補助金に限らないのですが、補助金の審査をする際に少額補助金の効果について、庁内で話がありました。

それは補助金といえるのか、本来補助金での予算化がいいのか、報償費がいいのか、いろいろな議論がありました。

少額補助金の定義はいくらなのかというのでも出ました。

一般的には概ね5万円から10万円位ということで、その取扱い是一般の補助金と分けているようです。

獅子舞の補助金については、文化伝承の町の宝でもあることから、いろいろな論議がされましたが、補助対象経費の使途も審査をしまして、これについては全てなくすという訳ではありませんが、本来の獅子舞の伝承に係る部分で補助対象経費を支出していただくということもありまして、この審査ではなくすということではなくて、補助対象経費のあり方、支援の仕方、そういうこともありまして抑制としているものです。

これについては、この後の予算査定の中で具体的に支出方法を詰めるということがございます。

委員 要望書が出ていない団体については、要望していないわけではないですよ。

事務局 この中には補助金、助成金、交付金がありまして、交付金の部分につきましては、行政の仕事を一部補完していることがありますので、それについては行政の資料の中で審査を行ったと、団体からの要望を受けてということではないものもありますので、全部の団体からの要望書の提出にはなっていないということがございます。

委員 公平な審査が行われたかと思えますけれども、各課の担当課の綱引きはあったのか、この団体の代表は議員であるとか、そういう点が気になるのですが、査定するにあたって懸念されるかと思えますけれども、今回の審査以外の事項で判断されていないですよ。

事務局 一次審査については、各課で審査を行い、それに基づき、庁内全体の中で二次審査を行いました。

今言われたような要素を含めて考えられないように、あくまでも公平を基本とし審査を行いました。

金額の議論ではなく、各団体の自助努力の中で補助金をもらわなくても事業展開できるような団体の具体的な話もしながら判断したということがございます。

委員 連合自治会補助金の休止についてですが、自治会活動については結構、活発に行われているので、その辺は大変なのかなと思います。

町の財政を考慮して、自主的に休止を申し出るのは、こういうのはできればみんなに見てもらえればいいなと思います。

自治会活動については、まちづくりの要なので、そのへんをいろいろな方に見ていただければと思います、大変な活動をしていると思います。

休止というのもわかりますけれども、必要なものは取り上げるということも必要かと思っています。

委員 これについては自治会総会のみんなの創意ですから、無理してのことではなくて自発的なことになりすね。

本来活動は従来どおり行くと、視察研修費用について休止するということです。

会長 他ございませんか。

委員 本当は活発にしてほしい団体があるけれども、事業については補助金を出すまでに至らなかったり、22年度の補助金については、抑制等になっていても現実的には頑張っていたかような団体も中にはあるかと思っています。

それについては、所管課が本来の活動ができるような支援、お金だけではないと思いますが、いろいろな意味で人員が少なくなっている状況ですから、そういう活動に対する支援はとっていく必要があるかと思っています。

事務局 当然、採択された事業には、前年度の補助金額ベースで考えたときに、もう少し増やして考えていくというものも、原課の方から当然、新年度の補助金要望の中で判断することになるかと思っていますので、全てにおいて採択となったにしても、削減されることなく、ものによっては増額もあり得ますので、現在それらも含めて査定中です。

委員 獅子舞についてですが、文化財指定と町の奨励的助成との関連性はないのでしょうか。

一般的な補助団体と同様に必要であれば助成するし、なければ助成しないということなんでしょうか。

事務局 基本的に補助金自体がその団体に対して恒常的に存在している間は補助金がもらえるという考えを、今回一新をしていこうということで、当然、毎年まだ必要であるという判断のもとに交付されるべきであることや独自で立ち立って補助金をもらわなくても、きちんとした団体に育成されている指導という部分は行政にはあるかと思っていますけれども、最終的には独自の団体運営ができるような団体になってもらうことが到達点かと思っていますけれども。

委員 一般的には青年団体や婦人団体が行っていることはすごくいいと思います。

町が文化財として指定するものについては、ずっと続けてほしい、将来に渡って引き継いでほしいという考えがありますよね。

ですから、伝承すべきものとして認定して、普通の団体とは違いますよね。

現在、子ども、大人がいたとしても、将来的に維持できなくなるとなれば、それを見越して、支援しながら対策をとっていくということは、団体だけではなくて、行政としても

支援をする必要があると思います。

その辺の考え方について、町の認めた条例を作ってそれも認めた団体については、それをきちんと整理をする必要があるかと思いますね。

事務局 この3団体については繰越金が多額であることから、今回抑制としたものです。

会長 繰越金については、衣装の補修が一気に来た場合に負担が大きいことから、多額になっていると思います。

事務局 それについては、当然、保存会については、特殊であり、別の団体とは違うということは、原課でも認識していると思います。

例えば頭の部分の修復等については、金額が高額になりますので、見越してなのか、なった時点で町の補助、支援をして、修復していくということなろうかと思います。

委員 いろいろな団体が噴火の時に見舞金をいただいている、相当な基金をもっている団体があると。

それについては、団体活動に必要な寄付なので、いいかとは思いますが、噴火から10年経って、その間に復興していますから、使うべきお金がなくて苦労したのであれば、そういう時代は終わったと思います。

であれば、いつまでも残したままで次の噴火に残しておくのか、あるいはこういう時代なので、自らの活動で町から補助金をもらっているのであれば、そういう活用すべきなのか。

このあたりの考え方はそれぞれのそういうものをもっている団体がいれば、その団体で検討をしてもらおうと、いうことも必要かと思います。

町の財政が厳しくなった原因は噴火の影響があるわけですから、そういう中でかなり苦しい町から補助金をもらいながら活動するのであれば考える時期に来ているのではないかと思います。今この議論をすることがいかなるものかと思いますが、考え方としては、町の人達、所管課と団体がそのへんの使い道、このために使っているのであれば、それでいいかと思いますが、整理する時期かと思います。

委員 全く同感です。

事務局 確認がしてみないとわからないことがありますけれども、今お話の噴火時による各団体への支援について、入口については、町を経由している部分とは別かと思います。

婦人団体に対するものが、全国的な組織から支援を受けたものなどがあつたかと記憶していますが、どういう形で残っているのかなどは確認が必要かと思います。

ただ、当然、用途については指定されていることなので、これ以降について、全国各地で自然災害が起きておりますし、当町からもそれに対する、当時お世話になったということで、それなりの支援をやっているかと思います。

委員 というのは、虻田町に災害寄付が来て、例えばこれがPTAに使ってください、これはスポーツ振興のため、これは文化振興のためですか、町が配分したお金があるかもしれないし、そうでなく、全国PTA連合会の組織から虻田P連なりに直接支援されたも

のなどもあるかもしれない。

問題は基金をもっている団体に対して、町が補助する必要性があるかということなんですよ。

例えば1,000万円貯めていて、使途目的がないのであれば、大金をもっている団体に対して、町がさらに助成をする必要があるのかということですから。

ですので、町と団体が話しをするような時期に来ているのではないかと思います。

委員 全国から誠意ある支援をいただいたものですから、公金に値すると思います。

管理を誤るということは、行政と比較して適切な管理できるかどうかがあるので、行政に管理を委ねる方法もあるかと思います。

ただし、行政が管理するという事は、町の基金となるわけですから、その場合は目的、権利が奪われることがないようにさえすればいいかと思います。

行政が管理することが間違いないですからね。

団体に任せるとなると、裏金の感覚になる可能性がありますよね。

噴火後10年経って、まだ基金として残っているのであれば、そういう方法を考えるほうがいいのかと思います。

事務局 今の話については、行政側が率先して進められる内容かどうかという問題もありますので、行政が行うということは難しいところかと思います。

委員 少額補助団体はこれくらいの金額であれば、活動する足しになるのかなと思います。

ですから、例えば半分、30団体くらいに減らすとかの意見はありましたか。

事務局 65とありますけれども、これをすべて団体だけではなく、補助の数でございませぬ。いずれにしても、行政側と協働で行っている団体、任意で事業を行っている団体などもありますので、行政側については、数が多いので減らしていくという話はありませんでした。団体側が自主運営していただければと、問題は行政側が補助する必要性があるのかどうかということについて審査を行ったところです。

委員 この中で見ると、減額を申し出てきたのでそのまま採択するという項目がたくさん出てきていますよね。

そうしたら、今までどういう査定をしてきたのかということになりますよね。

団体自体は営利法人ではないですから、利益を得ることはできませんよね。

何でえるのか、自主活動していて、営利目的ではないですから。

あまりにも、数が多すぎて目が届くのかどうかということが疑問です。

事務局 団体については、ここに出ている団体以外にも数多くあります。

自分のところで物を作って売るといふ、収入が得られない団体が多くて、この中の団体については、会費などで運営をし、町の活動に協力している団体などがあり、これに対する補助ということですので、今回、総額にあわせて、ある団体全てに行き渡るような予算配分をしたということはありません。

委員 団体によっては、町が苦しいから我慢するとか、会費を上げるとか、いろいろな考え方があるかと思います。

なかなか、申し出た団体については、それまで申し出なかったから無駄に使っていたのかということには一概にはならないかと思いますがね。

会長 やはり使い方を確認して交付していかないとならないと思いますね。

確認は必要ですよ。

事務局 基本的に所管課の方で当然、団体の方から補助金の要望が出た段階で、内容をチェックをしています。

今回については、全補助金について、初めてゼロベースで行うということで、要望を上げていただいたということなので、これまでは各課から関係団体の方にやりとりをしていた部分を全体で検証をしたということでございます。

各団体においては、町財政の状況にご理解をいただいたということでございます。

委員 決算書については、各課でもらっているんですよ。

当然、各課で所管する団体については、決算をもらって中身を見ているんですよ。

これだけ厳しく飲み食いの金は補助金に合わないということについては、何年も前から出ているんでしょうから、そうならいけば、各課できちんと整理されているということで理解していいんですよ。

会長 どこの団体についても、厳しく見ていると思いますよ。

この状態から切り抜けるまでは何とか耐えてもらわないと思います。

他ありませんか。

委員 今、切り抜けるまではということでしたが、洞爺湖町の明るい未来を目指しての明るいプランかと思いますが、集中改革プランについては、22年度までですよ、それでこれ以降については、もう作成されていますか。

事務局 今、現在データの取りまとめなどをチェックして、22年度に23年度の計画を作る予定で、継続して5年くらいの計画で考えています。

委員 財政健全化計画は27年度まで、会社でいえば資金繰りみたいなものですよ。

それに伴ってどうしていくのかというのが行革なのかと、これが連動して運営されていくのかと思っていますけれども、そうなりますと、どうしても乗り越えるためには明るい展望なり、そういうものがやはり見出せないというのが、率直な一住民として、私はそう思います。

それと、まちづくり計画、総合計画というのはありますよね、それとの整合性、これから洞爺湖町はどういう展望を持っていくのか、幹になるものが見えないから、どうもしくくりこないかというのが率直に感じますよ。

もし整合性で大きなまちづくりの方が、見直すのはなかなか難しいかと思いますが、随時、見直しつつ明らかにしていった方が、どうも暗い感じがしましてね。

夕張の二の前にならなければいいかなと思います。

事務局 合併時から継続して課題整理をしていっている中で、まずある程度、贅肉を落として、スリム化を図り、形が整った中で。

先程のまちづくり総合計画という大項目はありまして、これに併せた実施計画の部分については、健全化計画との整合の中で繰り延べ、凍結など停滞していっているものですから、なかなか明るい話題ということまでは見えづらい時期かと思います。

その一連の作業を終えた段階で、今言われた議論は集中的になされるかと思います。

とりあえず今は、課題整理期間であるということをご理解いただいて、将来的の部分については議論しないということではないということも重ねてご理解いただきたいと思います。

会長 他にございませんか。

委員 財政の健全化が前に出ていていますので、全て切り詰めることが主になっていて、皆さん辛抱してくれと、苦しいけれども、あともう少しがんばってくれというのが先にくるから盛り上がり欠けるような感じかと思います。

片一方ではジオパークが日本で初めて指定されたとか、入江高砂貝塚だとか、いろいろ活用できる観光戦略あるけれども、なんとなくそれが財政健全化のもとで、みんな萎んでいるように思えます。

ですので、もう少し夢を与えるプロジェクトをもった組織というのが必要ではないかと思えますね。

これからの後期5ヵ年の計画に盛り込んでいく必要があるかと思えますね。

事務局 ジオパークについては、現在、企画と観光共同で進めているところで、将来的にはわが町だけではなく、広域的な取り組みが必要になるかと思えますので、そういう組織母体を立ち上げて、来年度から具体的な事業実施を進める予定です。

並行して環境整備の取り組みを進めながら、海外を含めた観光客誘致の取り組みを、広域的に進めていこうという動きはあります。

それ以外は洞爺湖温泉開湯100年、それから噴火後10年で、いろいろな意味で節目の年でありますので、少し明るい話題が出てくるのかなと思います。

会長 審議会については、お金の話ばかりかと思えますけれども、お金だけで世の中動いていると思いません。

この町はいろいろな観光資源があるのに、来ていただける方がいないですね、不思議ですね。他にございませんか。

委員 支出の抑制も大事ですけれども、収入を増やすということも、なかなかこれは難しいことではありますけれども、なんかそういうような対策、意見を出していただくことも必要かと思えます。

抑えるとなると、どうしても暗い感じがしますね。

委員 洞爺湖温泉の若手の人がいかなる催しをして、随分がんばっているかと思えますけれども、こういう組織が開湯100年事業が終わったら、それで終わりではなく、そう

いう組織が洞爺湖町のまちづくり、活性化に繋がると思いますし、行政としても大事にすべきだと思いますね。

委員 洞爺湖町が元気ではないことが確かなんですけれども、元気になるためには、団体や自治会が元気でなくては、町は元気にはならないですよ。

そのためには補助金はとても大切かと思います。

今まで補助金の削減の話合いがなされて、各団体もこの補助金のために会議を開いて、いろいろな話をして、育成されている団体もあるかと思います。

これをきっかけに団体なども大きくなってくれば、自治会も少しは望みは持てるかと思えますけれども、消滅してしまいそうな団体もあるかと思います。

そういうことは、所管課が助言してあげた方がいいかと思えますし、申請方法を含めて必要かと思えます。

少ない人数で地域のために事業を行っている団体については、育ててほしいので、少額でもいいので、それが集まる核になれば、事業をやろうという意識が大切ですし、それ以外に補助金はいらぬ団体もあるかと思えますので、この補助金の見直しがいい方向にいて子どもたちも団体もレベルが高いものになればいいなと思いました。

委員 来月イベントがありますが、観光事業ではないですけれども、地域のこども達や家族にとっては楽しいイベントを主催しているのもその団体です。

事情はわかりますけれども、水をささないようにしてほしいと思います。

洞爺湖町も財政問題で寂しくなっていますけれども、洞爺地区は特に寂しくなっているんですよ。

役場職員も少なくなつて、商店は減るは、団体の集まりが本庁が主になるということで、それに打ち勝とうと、観光協会はあるけれども、洞爺は観光で成り立っているものではないので、本当にまちづくりのためにがんばっているの、そこに行政として支援していただくことも必要かと思えますけれども、せめてここにいる人だけでも、事務局の人に理解していただきたいと思えます。

社会教育施設の有料化の話もありますけれども、果たしてそのとおりに行くのかなど。

有料化されて利用が減って、団体は解散するですとか、収入が減るところか活動が減ったらどうなのかと、無料とまでは行かなくても、全額免除でなくても、配慮ある免除を考えていただければと思います。

委員 行政内部で、この案については、各担当なりで全体で協議の中で、結果として取りまとめたものですね。

ですので、この説明をお聞きして、基本的に具合が悪いということがない限り、これをもとに予算査定に入りますよと。

査定の中で個別の案件では、こういういろいろと出てきて多少の修正はあるけれども、基本的には説明した資料のとおりで行うということでもいいですか。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 一つの見方としては、不要額が発生した場合は、基本的には役場に返してもらうことが必要と思います。団体の存在の話ではなくてですね。

事務局 その点については、各団体の方に理解していただきながら整理をするということで考えております。

委員 職員の意識改革の度合いを教えてください。

事務局 職員が自由に提案することで仕組みを作りました。

本当に早い改革をしていく中で、この仕組みを早くつくりましたけれども、どうしても縦割りの部分もございまして、具体的な意識改革は出ずらい状況でして、職員にも閉塞感もあります。

その辺についても、22年度に改良していく、23年度においてもこれを核にしていかなければならないと。

町を活性化していくには、一人、一人が人であると思いますので、そのへんについては見直しをしていきたいと思います。

人事評価については、当初22年度の導入としていましたが、これについては、皆さんからご指摘を受けているということも総務課に話をしています。

それから、職員のやる気が、そうでない職員に引張られることも想定されますので、これについては、国などの先行状況を見ながらもいいですが、うち独自でがんば職員を評価するというので、総務課では22年度に試行的にでも導入することで、進めているということです。

意識改革の効果が現れるであろう、職員提案制度、人事評価制度については、組織改革では重要項目と考えています。

委員 立派なものを作っても、執行するのは職員なので、課を超えたいろいろなサービス事業があるので、超課的に取り組んで、金額的にも削減できるものがありますので、楽しくできればいろいろな作戦を練ることができると思います。

行政改革を一所懸命に企画課が取り組んでいても、まわりがついてきていないというのが、そのような感じがしますので、もっと横断的な取り組みが必要かと思います。

委員 行財政改革の行政部分について、職員提案など人の問題ですよ。

18年度から研究して、22年4月以降から導入、5ヵ年計画の最後に導入すると。

どういことをするのか、どういう人材を求めているのか。

職員提案についても、どのようなことを実施したのか、どこに問題があるのか。

それこそ、評価をして改善していない、評価のしっぱなしかと思います。

人事評価については、非常に大切な部分、人が人を評価することはデリケートな部分なことなので、説明をいただきたいと思います。

それと、地域の声を吸い上げるための、地域担当職員についてはこのプランに含まれないのですか。

21年度最後の会議は何をする会議なんですか。

事務局 今年度に実施の事務事業評価についての意見等伺いたいと思います。
進め方については、現在調整中ですが、改革項目に登載する事案について説明させていただく予定です。

それから、先ほどの1点目についてですが、人事評価については総務課長に出席いただいて説明を予定します、行政改革の部分についてですね。

それから地域担当職員制度については、試行段階ですので、具体的な目的、自治会側が求めているものと行政が求めているものが合致していない部分がありますので、それについては、具体的にこの計画に登載できなかったということです。

職員提案制度については、規程整備はしていますけれども、それも併せて次回の会議時に、今後の部分について説明させていただきたいと思います。

委員 職員の意識改革を含めて、これについての説明ではなくて、人事評価についてはお願いしたいのですけれども、職員の意識改革などに関して、このプランに登載しているものが、よく見えないなということです。

どういう方向で進んでいるのかなということです。

事務局 人事管理と含めて説明させていただきたいと思います。

会長 議題の1の補強修正版については、この内容でよろしいですね。

補助金採択方針案について、いろいろなご意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

委員 この審査結果について、変更はあるのでしょうか。

事務局 この審議会の中で例えば採択を不採択とすべきなどの事項があるのであれば、その部分を精査して、もう一度持ち帰るなりが必要かと思います。

これをもって住民に周知したいというふうに考えております。

今まで、この形がない中で予算査定があって、予算確定していたものですから、私どもとしましては、透明性をやはりもって説明、予算査定に行く前に、町の方針として住民の皆さんにお知らせをします。

決まってから方針が出て行くのではなくてですね、そういう形で透明性を図るということも行財政改革の大きな役割かと思っておりますので、そういうことでは、額のことまで触れていません。

当然、今後政策的な部分があり、予算査定に入っていきますが、あくまでも町の考え方としてはこういうことでまとめたということを出して、その後に方針に基づき査定に入っていくということをご理解いただきたいと思います。

会長 先ほど少額補助金は何とかならないのかという意見がありましたけれども、反対に少額でも継続していく団体もあり、配慮も必要かと。

一つ一つ審議をしたわけではないので、その中でこれはどうか思うものがありましたら、ここを出しておかないと、町の方針が決まらないと、これでよければと思いますけれども。

委員 担当課があたったので、これでいいかと思います。

会長 意見として、補助団体の資料の確認しているのかとの意見もありましたけれども、しているそうですし、それに基づいて審議をしていますしね。

町側の姿勢としては、我々が考えている以上に踏み込んでいるのかなと思いますけれども。

委員 今まで皆さんから出された意見については、反映するようにしてください。

会長 よろしいですか。

このまま広報等を通じて住民に周知してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長 それでは、審議会を閉じたいと思います。ごくろうさまでした。

(終了時刻 16:27)